

住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化について対象・時期等の検討

【概要】

■ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進方策に関する検討及び実施

- ・ 経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、有識者、実務者等から構成する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を設置。
- ・ 住まいのあり方や住まい方にわたる地球温暖化問題に対する広範な取り組みの方向付けと具体的施策の立案に向けた方向性を示すため、推進方策について検討。

■ 省エネ基準の適合義務化に向けた検討

- ・ 有識者や実務者等から構成する「住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化に関する検討会」を経済産業省と国土交通省が合同で設置、義務化の対象、時期、支援策等について検討。

【進捗状況】

- 昨年 11 月 12 日開催の「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」にて、義務化の対象、時期及び支援策等についての方向性（骨子案）及び工程表（案）を公表。

「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」とりまとめ骨子(案)概要について

1. 住宅・建築物からのCO2排出量の現状認識と削減の重要性

- 住宅・建築物のエネルギー消費量は、わが国のエネルギー消費量の3割を占めており、その対策は重要
- 住宅・建築物の省エネ対策の抜本的強化、再生可能エネルギー等の導入、ライフスタイル・ワークスタイルの変革が必要
- 既存ストックの対策は重要

2. 住宅・建築物からのCO2排出削減対策の基本的考え方

■ CO2排出削減対策の基本的方向

住宅・建築物の省エネ化	再生可能エネルギーの導入	既存ストック対策	ライフサイクル全体を通じたCO2排出削減
● 産業・運輸部門での取り組みとの整合も考慮しつつ、省エネ基準への適合義務化を検討	● 再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%を目ざし、太陽光・太陽熱・地中熱導入を推進	● 補助、税制等の支援による省エネリフォームの推進	● 建設から維持管理、廃棄・再利用等、ライフサイクルを通じたCO2排出削減

■ CO2排出削減対策の進め方

CO2排出削減と快適性等の 間接的便益の実現	住宅・建設市場の活性化	国民、事業者、行政が一体となった ハード・ソフトの取組の推進
● 快適性や健康性、知的生産性の向上など間接的便益の「見える化」の推進	● 住宅・建築物の省エネ化を通じた高性能化、付加価値向上による住宅・建設産業活性化と中小事業者への配慮	● ハードの取組に加え、住まい方や使い方などのソフトの取組の推進

3. 2020～2030年に目指すべき住まいと住まい方

住まいの姿	住まい方
● ZEB・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・ハウス）やLCCM住宅（ライフサイクル・コスト・マイナス住宅）の早期実現	● ライフステージに応じた住み替え促進、省エネ設備・機器の提案人材の育成等により、最適な住まいの選択と住まい方へ誘導

4. 住宅・建築物からのCO2排出量削減に向けた国民・事業者・行政等の役割

国民の役割	事業者の役割	行政の役割
● 身近なことから自ら行動に移すことが極めて重要	● 省エネ化に資する事業や製品開発等による新たなビジネスチャンスの創出、中小工務店の省エネ住宅の技術習得等を通じた安全・快適な住生活実現	● 中小工務店の技能者育成等を通じた地域の住宅生産体制の強化 ● 関係省庁・地方公共団体との連携・協力

【今後の取組】

- 平成 22 年度中に成案を得た上で、平成 23 年度以降、具体的な推進方策を実施。

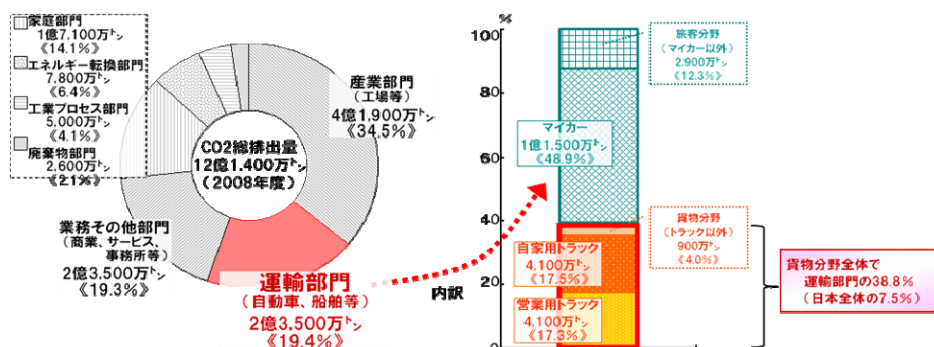
モーダルシフトの推進に向けたアクションプラン

【概要】

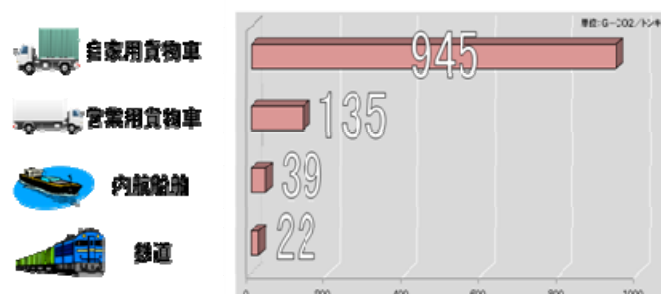
- 運輸部門のCO2排出量は我が国の約2割を占めており、我が国のCO2排出量削減を進めるためには、運輸部門、とりわけ物流分野における削減は必要不可欠である。
- 物流分野におけるCO2削減対策として、(1) 輸送の効率化（輸送距離の削減等）、(2) 鉄道・海運へのモーダルシフト、(3) 貨物の積載効率の向上（自営転換、車両の大型化等）、(4) エネルギー効率の向上（エコドライブの推進等）等があるが、その中でもモーダルシフトは、CO2排出量が自動車と比べて鉄道では約7分の1、海運では約4分の1と、大きなCO2排出量削減効果が期待できる取組である。
- モーダルシフトの推進には、荷主と物流事業者の連携が重要であることから、「モーダルシフト等推進官民協議会」を設置し、荷主団体・物流事業者団体・関係省庁とともに、鉄道・海運の利用促進に向けた課題整理、課題解決策の検討を行っている。

【今後の取組】

- 年度内を目途に鉄道・海運の利用促進に向けた課題整理、課題解決策をアクションプランとして取りまとめる。



[日本の各部門における CO2 排出量]



[輸送機関別の CO2 排出量原単位]

スマートグリッドの導入、情報通信技術の利活用の推進等

【概要】

- 情報通信技術の利活用の推進等により、社会経済活動の環境負荷の軽減を行うことが可能。
- 昨年11月、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」作業部会(※)の取りまとめ等を踏まえ、情報通信技術のパワーによってCO₂排出量を削減する、ICTグリーンプロジェクトを推進することとしている。

※「地球的課題検討部会」

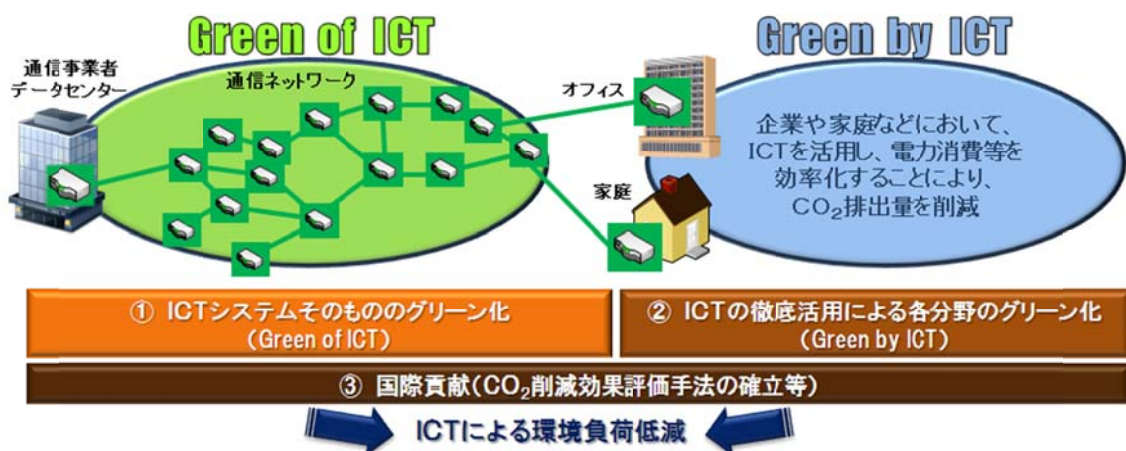
【今後の取組】

- スマートグリッドの導入推進
 - スマートグリッドに関連する通信ネットワークシステムや通信プロトコルの技術仕様等を策定し、IETF、IEEE、OSGi、ITU等に提案 等

<参考>

IETF: Internet Engineering Task Force
 IEEE: Institute of Electrical & Electronics Engineers
 OSGi: Open Service Gateway initiative
 ITU: International Telecommunication Union

- 環境負荷軽減効果の高い分野における「Green by ICT」の推進
 - BEMS・HEMSやITS等の分野を中心に、ICTによるグリーン化のモデルを確立 等
- 「環境×ICT」のグローバル展開の推進
 - CO₂削減のベストプラクティスモデル及び評価手法を確立し、国際機関を通じて、その成果を世界に普及 等



海洋資源、海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進

海洋の鉱物及び生物資源開発に必要な技術開発の工程表等について取りまとめ

海洋鉱物資源

【概要】

- 探査技術開発の具体的内容とスケジュール、技術実証を実施する上で海洋調査を行うことが有効な海域及び海洋資源に関する学術的課題について取りまとめ
- 取りまとめを踏まえて技術開発を行い、海洋鉱物資源確保に向けた海洋調査に本格的に着手

【アウトカム】

- 我が国近海にはレアメタルを含む海底熱水鉱床とコバルトリッチクラストをあわせて最大 180 兆円相当の海洋鉱物資源が存在するといわれている。「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（平成 21 年 3 月総合海洋政策本部了承）」において、海底熱水鉱床の開発について平成 30 年度までに商業化を目指すこととしており、必要な技術開発を進めつつ海洋調査を行うことで、実際の開発計画に必要なデータを収集し、海洋鉱物資源の開発、普及の促進を図る。

【今後の取組】

- 無人探査機や掘削技術の開発・整備、戦略的探査手法の研究開発を実施
- 開発した技術を用いて深海底調査を行い、技術課題の抽出、高度化の検討を通じて総合的な探査システム技術として完成



資源探査用自律型無人探査機



資源探査用遠隔操作型無人探査機

海洋生物資源

【概要】

- 海洋科学技術の振興の観点から、海洋生物に関するどのような課題を、どのように推進するべきかについて取りまとめ
- 取りまとめを踏まえて技術開発を行い、海洋生物資源の安定確保に貢献

【アウトカム】

- 我が国における水産業の経済規模は約 7 兆円であり、本取りまとめに基づく技術開発を推進することで、この経済規模の拡大と海洋生物資源の安定確保を図る。



【今後の取組】

- 既存の養殖技術等にはない、革新的な技術の研究開発を実施
- 海洋生物資源を育む海洋環境やその他の生物種との関係など、生態系全体の仕組みを解明するための研究開発を実施

安全性の確保を前提とした原子力の着実な推進

【概要】

- 昨今、エネルギー安定供給や地球温暖化問題に貢献する原子力の重要性が認識される中、優秀な原子力人材の需要が国内外でますます高まっている。
- さらに、原子力新規導入を検討する国が増加している中で、核不拡散・核セキュリティの強化に対する国際的な認識が急速に高まっている。
- このような状況の下、文部科学省は原子力人材の育成・グローバルな核不拡散・核セキュリティ強化に貢献する取組を推進し、2010年は以下の成果を得た。

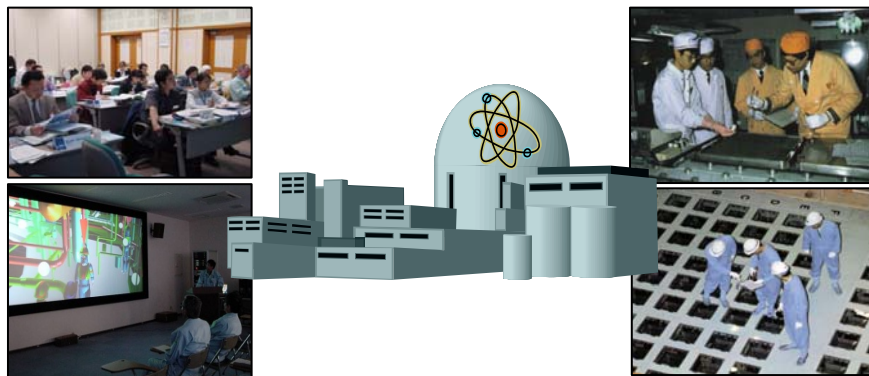
◆「原子力人材育成ネットワーク」の設立（11月）

国際的に通用する優秀な原子力人材の育成を、関係府省・電力会社・メーカー・大学等、約50の関係機関が連携して推進する体制を整備。

◆「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」の設置（12月）

原子力新規導入国等に対し、核不拡散・核セキュリティ分野の人材育成や技術支援等を実施する総合支援センターを設置。

（参考）4月の核セキュリティ・サミットにおいて我が国総理が本センターの設置を表明。



（図・写真：原子炉のイメージ図、人材育成・査察の様子）

【アウトカム】

- 国内外への優秀な原子力人材の輩出に貢献するとともに、グローバルな核不拡散・核セキュリティ強化に我が国が積極的にイニシアティブを発揮。
 - 核不拡散・核セキュリティ分野をはじめとする人材育成・技術協力の観点からパッケージ型原子力輸出の推進に貢献。相当程度※の経済効果及び雇用創出効果が見込まれる。
- ※ 世界で最大で毎年4兆円規模（12基程度）の原子力発電所の新設が見込まれる。

【今後の取組】

- ネットワークを活用した人材育成の取組を充実させる。また、2012年に韓国で開催される次の核セキュリティ・サミットも見据え、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターにおける研修等の実績を重ねるとともに、新たに核鑑識技術等の技術開発を実施する。
- さらに、約14年半ぶりに試運転再開した「もんじゅ」を含む高速増殖炉サイクル技術の研究開発や、ITER計画といった大型研究開発プロジェクト等の、原子力研究開発利用の取組を推進する。

環境・エネルギーに関する革新的技術開発の前倒し・重点化

【概要】

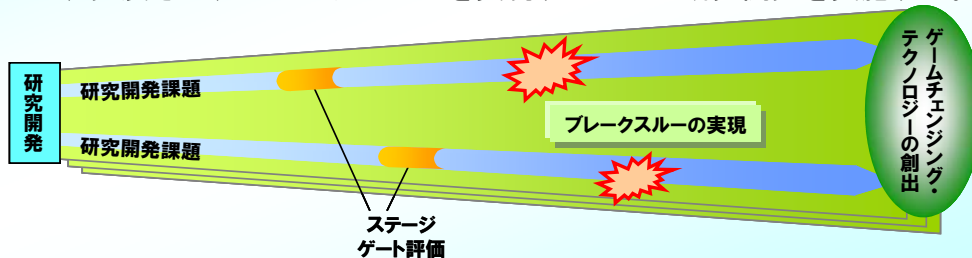
- 世界が直面する地球温暖化問題は、自然環境や生態系システムを大きく変え、我々の生活までも脅かしかねない人類共通の課題。
- 地球温暖化問題を克服し、世界最先端の低炭素社会を作るためには、グリーンイノベーションを推進することが重要。
- そのため、文部科学省ではグリーンイノベーションによる持続的な成長に向けた研究開発の推進を行う。

【アウトカム】

- 抜本的な温室効果ガス削減に向けた研究開発成果の創出により、世界が直面する喫緊の課題である気候変動問題の解決に貢献するとともに、世界各国が将来の成長の鍵として熾烈な競争を展開している脱化石燃料の潮流を捉えて世界最先端の低炭素社会の実現を加速。

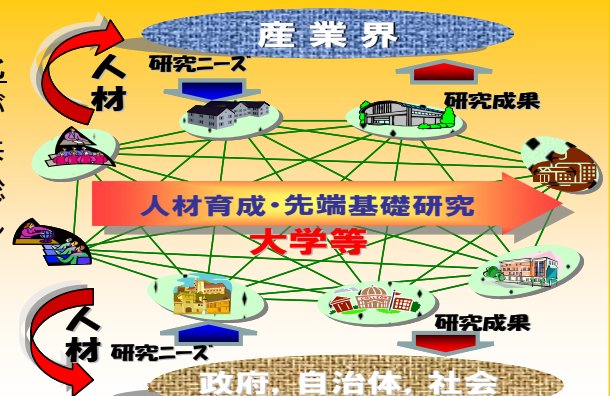
◆温室効果ガスを削減する革新的技術開発の推進

- 従来技術の延長線上の技術を開発するだけでは、将来の温室効果ガスの大幅な削減や我が国技術の国際競争力の維持・強化、我が国技術の国際展開による成長を実現することは不可能。
- そのため、現時点では未知の新たな科学的・技術的概念（ゲームチェンジングテクノロジー）を引き出し、発展させ、ブレークスルーを実現するための研究開発を実施する。



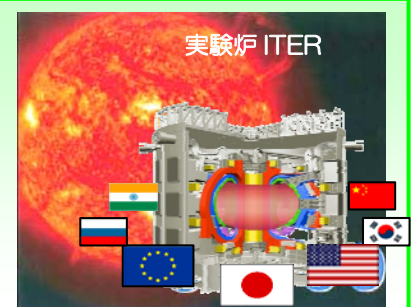
◆大学ネットワーク構築による国際競争力の強化

- 環境エネルギー分野における国内の有力大学が戦略的に連携し、研究目標や研究リソースを共有しながら世界最高水準の研究と人材育成を総合的に推進するネットワーク・オブ・エクセレンスの構築を図る。



◆核融合エネルギーの実現に向けた研究開発の推進

- 核融合エネルギーは、太陽をはじめ、宇宙の天体が光輝いているのと同じ原理のエネルギー。核融合エネルギーを地上で実現するため、世界の人口の約半数を占める7つの国など（日、欧、米、露、中、韓、印）が戦略的に取り組んでいる国際核融合研究開発（ITERプロジェクト）において、我が国が主導的に関与・推進する。



海外における温室効果ガスの排出抑制等への貢献を 適切に評価する仕組みの構築

【概要】

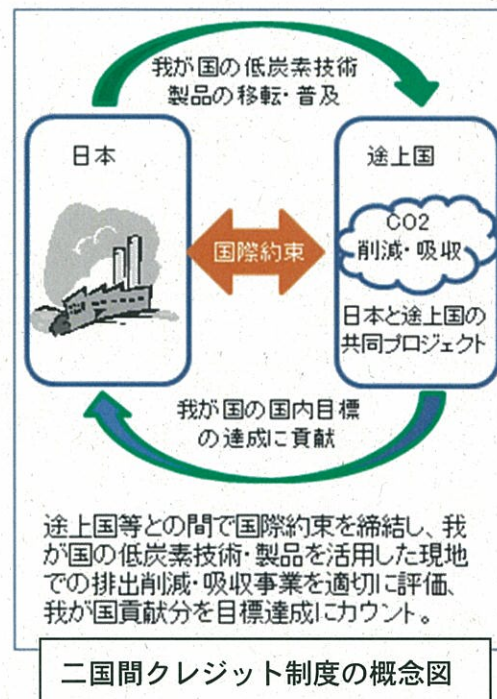
- 地球規模の温室効果ガス排出削減を進めるため、我が国の優れた低炭素技術・製品の普及を通じて、温室効果ガス排出削減への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度の構築を目指す。
- 途上国との具体的な排出削減プロジェクトの発掘とその形成、温室効果ガス排出削減量や測定法に関する調査、支援スキームの検討を目的としたフィージビリティスタディ（F S）を実施（平成22年度予算事業では、13カ国の途上国において33件の公募案件を採択）。
- 昨年の日印首脳会談では、包括的な二国間協力の枠組みのあり得べき構築も含め、様々な機会において気候変動に関する二国間の議論を強化することの重要性を再確認。また、同じく昨年の日越首脳会談の際に署名された共同声明では、二国間クレジット制度の構築の可能性を含め、こうした目標の実現に向け、両国の関係機関に意見交換を行うことを指示することで一致。

【今後の取組】

- 途上国における温室効果ガス排出削減プロジェクトの発掘・形成、排出削減量や測定に関する方法論の確立等を目的としたF S等を拡充して実施していく。



日印首脳会談：共同声明等への署名
（平成22年10月25日）
（写真提供：内閣広報室）



インドネシア地熱開発技術向上プロジェクト

【概要】

- インドネシアは 27,000MW のポテンシャルを持つ世界有数の地熱資源国であり、インドネシア政府は地熱資源を積極的に利用した電源開発を進める計画である。我が国企業もインドネシアにおける地熱発電事業に注目しており、今後 IPP 事業権の取得、EPC 契約による発電設備の納入など、積極的に商機を探っていく方針である。
- インドネシアにおける地熱開発の推進については、IPP 事業入札等に必要な地熱資源にかかる基礎情報の信頼度が障害の一つとなっている。この中で本協力は入札対象地区決定時に利用される資源調査データを提供する地質庁地質資源局に対し、地熱資源調査技術の向上を支援するものである。

【アウトカム】

- 入札時利用データの信頼度向上を通じた、我が国の企業を含む地熱開発事業者による地熱発電事業の増加が期待される。

【今後の取組】

- 2013 年 3 月まで、入札前の候補地において広域地質調査、地化学、物理探査などの資源調査技術の OJT を実施。調査データを用いた貯留層評価においても技術移転を実施する予定になっている。



インドネシアにおける地熱発電所と資源調査対象地区

マレーシアでの一般家庭からの廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト

【案件背景】

- 廃電気・電子機器（以下「E-waste」）は鉛やカドミウム、亜鉛、水銀等の有害物質を含有しており、これら E-Waste の不適切な処理が土壌汚染や水質汚染等の環境問題の原因となっている。他方、E-waste に含まれるレア・アース等の有価物・希少金属の回収は資源の利用・物質循環の観点からも重要である。
- マレーシアでは、産業界から排出される E-Waste はマニフェスト制度によって管理され、多くのリサイクル企業が E-Waste のリサイクルに取り組むなど、ある程度管理されているものの、一般家庭からの E-waste 回収・リサイクルシステムは整備されておらず、環境保全上並びに資源保全上の問題となっている。

【アウトカム】

- パイロット地域における E-Waste の排出を体系的に回収するシステムを構築し、日系企業がマレーシアにおける静脈産業に参入する土台作りに貢献。

【今後の取組】

- 2010 年 12 月に現地で協力計画について先方政府と協議を行い、合意文書を取り交わした。2011 年度上半期より、ペナン島をパイロット地域として一般家庭からの E-Waste 回収計画の策定・回収活動の実施を予定。



ペナン島の最終処分業者による
E-Waste の手解体作業



既存の医療・介護関連職種の活用促進・役割拡大と
医療クランク等の大幅な導入

【概要】

- 介護職員等によるたんの吸引等の取扱いについては、これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。
- 「規制・制度改革に係る対処方針（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」においては、「医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞」とされており、これを受けて、厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方を検討しているところである。

【これまでの取組】

- 厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方等について検討を行い、平成 22 年 12 月 13 日に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について中間まとめ」を取りまとめた。
- 平成 22 年度補正予算において、介護職員等によるたん吸引等を行う体制の整備が盛り込まれた。（2.8 億円）

【今後の取組】

- 上記中間取りまとめを踏まえ、平成 23 年の通常国会に法案を提出できるよう、具体的な検討を進める。また、上記検討会での議論を経て、試行的な事業を実施しているところであり、今後は、その実施状況を踏まえながら、制度の詳細について引き続き検討を行う。
- 平成 23 年度予算案において、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業について、計上している。（9 億円）

24時間地域巡回型訪問サービスや
レスパイトケア（家族の介護負担軽減）拡充の本格実施

【概要】

- 単身・重度の要介護者などが、できる限り在宅生活を継続できるよう、訪問介護と訪問看護の連携の下で、適切なアセスメントとマネジメントに基づき、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応等を適宜・適切に組み合わせて提供する24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを行う。
- ※ 菅総理より、平成24年の介護保険改正に向け、「高齢単身・夫婦のみ世帯」を支えるための『新型サービス』として「24時間地域巡回・随時訪問サービス」の全国普及について指示があったところ。（H22.8.29）。

【これまでの取組】

- 平成22年11月30日に、社会保障審議会介護保険部会において、平成24年度介護保険制度改正に向けて「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられており、「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」の創設の必要性が指摘されている。
 - ※ 同部会には「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」の中間とりまとめ（平成22年10月26日公表）を報告。
- 平成22年度補正予算において、「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」のモデル事業実施のための経費を計上した。
 - ※ 平成23年3月までに全国30箇所程度での実施を予定している。（1.5億円）。

【今後の取組】

- 平成23年通常国会において、「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービス」の創設を含む介護保険法等の改正法案を提出する予定である。
- 平成23年度予算（案）において、「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の推進」に要する経費を計上している。
 - ・「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」モデル事業の実施（全国60市区町村）のための経費 12億円
 - ・「デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業」の実施のための経費 10億円
- ※ 「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」における最終成果報告が平成22年度内に取りまとめられる予定。

特別養護老人ホームへの社会医療法人の参入、公益性等を踏まえた運営主体規制の見直し、いわゆる施設サービス等の供給総量に係る参酌標準の撤廃

1. 特別養護老人ホームへの社会医療法人の参入

【概要】

- 2010年6月18日閣議決定に基づき、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つと考えられる、社会医療法人の特別養護老人ホームの設置・運営事業への参入を可能とする。

【これまでの取組】

- 社会保障審議会介護給付費分科会において、議論・検討が行われ、その結果を踏まえ、社会医療法人に特別養護老人ホームの設置・運営を可能とするために、次期通常国会へ老人福祉法の改正案の提出を検討。

【今後の取組】

- 次期通常国会への老人福祉法の改正案の提出。

2. 介護サービス等の供給総量に係る参酌標準の撤廃

【概要】

- 地方自治体が介護保険事業計画の中で介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの目標量を定めるに当たって、参考として示した参酌標準を平成22年10月7日付けの告示改正により廃止。

＜参酌標準：介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備＞

※ 介護専用の居住系サービス：認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設

平成26年度において、次の割合を37%以下とすることを目標値として、計画期間の目標量を設定する。

施設・居住系サービスの利用者数
要介護認定者数（要介護2～5）

【アウトカム】

- 地方自治体が介護保険事業計画を策定するに当たって、これまで以上に地域の実情に応じて介護保険施設等の目標値を設定することができるようになる。

地域包括ケア推進の法体系等の整備

【概要】

- 介護等が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供する「地域包括ケア」の実現を図るため、介護保険法等の改正を行う。

【これまでの取組】

- **社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」の取りまとめ・公表**

平成22年11月30日に、社会保障審議会介護保険部会において、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画に向けて、当面必要となる介護保険制度の改正事項について「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。

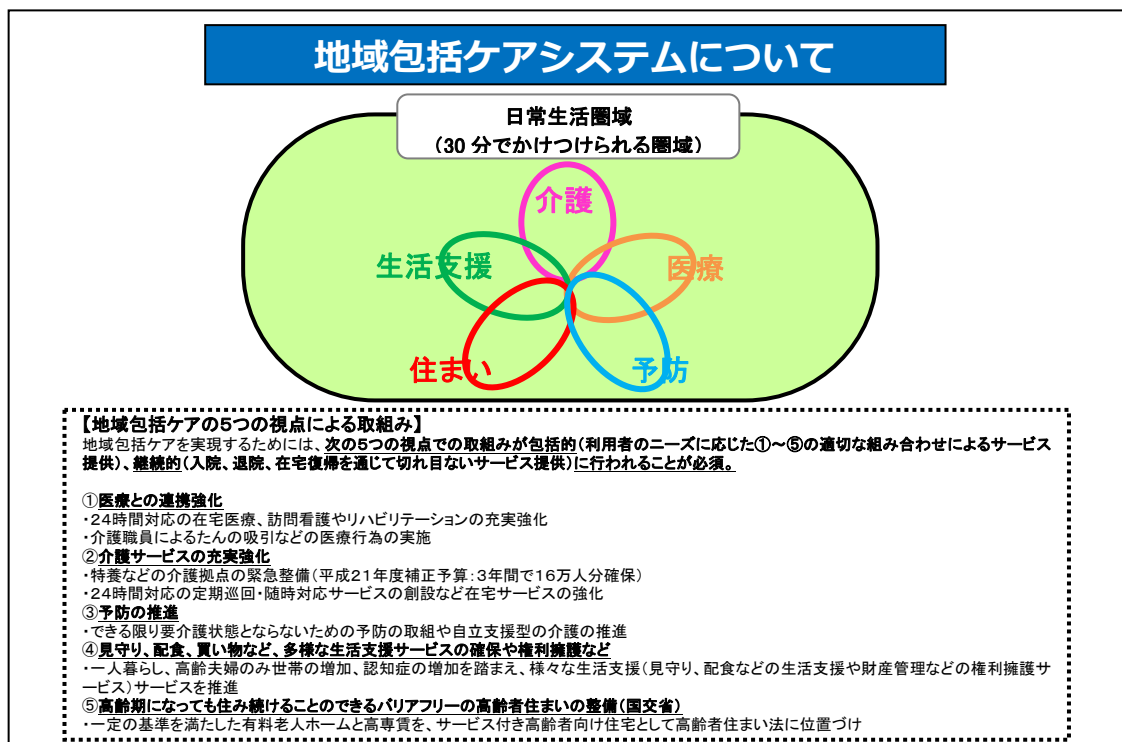
- **厚生労働省における「介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）のポイント」の公表**

上記介護保険部会の意見書及び民主党の提言を踏まえ、平成22年12月24日に、厚生労働省において「介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）のポイント」を公表。

【今後の取組】

- **介護保険法等の改正法案を次期通常国会に提出予定**

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、日常生活圏域において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため、次期通常国会に介護保険法等の改正法案を提出する。



現行規制の解釈・要件明確化による遠隔医療の適切な普及

【概要】

- 遠隔医療が認められ得るべき要件について、2010年度からの厚生労働科学研究の結果等を踏まえ、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成9年12月24日付健康政策局長）の通知を改正する予定。

【アウトカム】

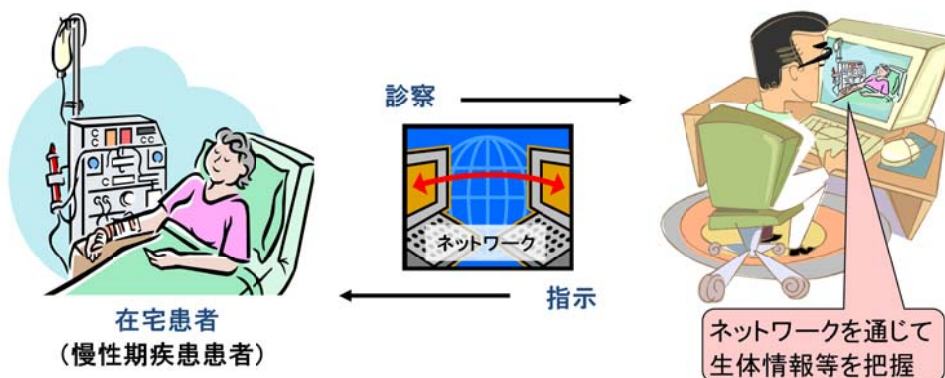
- 遠隔医療が認められ得るべき要件を明確化し、それを広く示すことによって遠隔医療の普及を促進し、医師不足や医療の地域間格差といった問題の解消、医療の効率化を図る。

【今後の取組】

- 当該改正通知を発出するとともに、遠隔医療の推進を図るため、遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対する補助事業を行う予定。

情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について

【概要】 テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図・血圧・脈拍・呼吸数や皮膚疾患等の観察を行い、療養上必要な継続的助言・指導を行う。



「日本発シーズの実用化に向けた薬事戦略相談（仮称）」の創設

【概要】

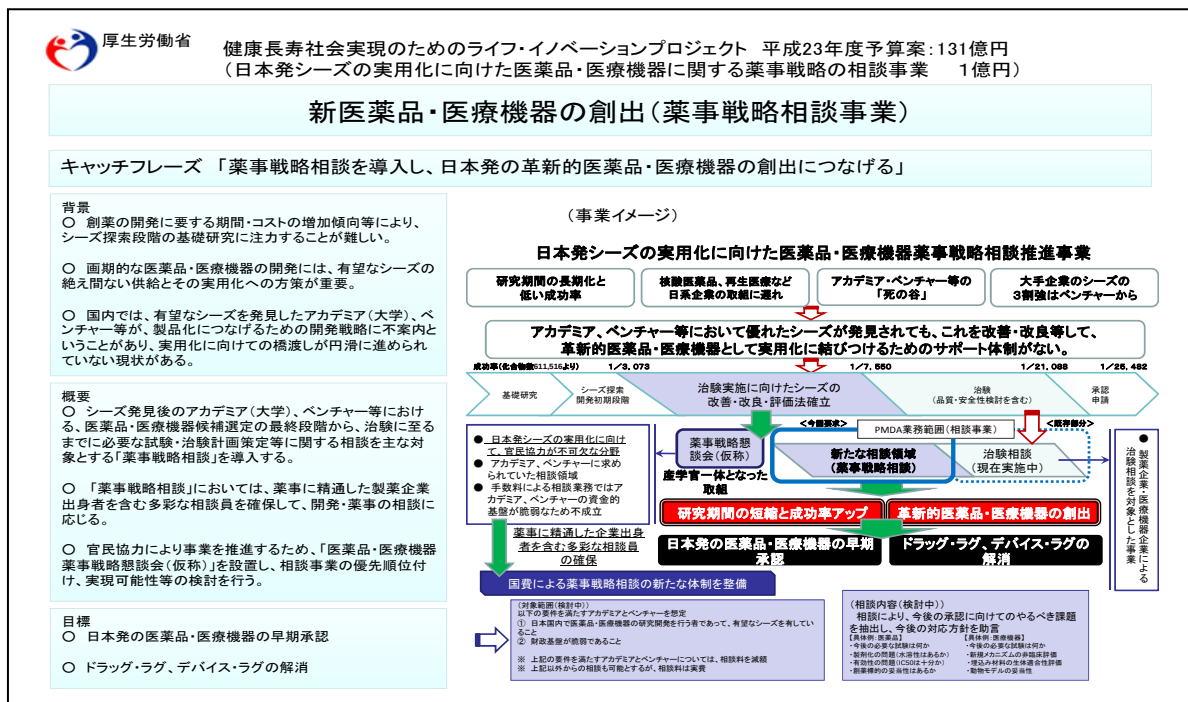
- 日本発シーズ（医薬品・医療機器の候補となる物質・技術等）の実用化に向けて、産学官から成る懇談会を設置し、優先分野等を検討した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に係る実質的・実務的な相談（薬事戦略相談）に応じる。

【アウトカム】

- 日本発の医薬品・医療機器の早期承認

【今後の取組】

- 官民協力により事業を推進するため、「医薬品・医療機器薬事戦略懇談会（仮称）」を2011年春に設置し、相談事業の優先順位付け等の検討を行う。



日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業